

秘  
無期限

アジア局長

前田参事官

中江参事官

技術協力第二課長) 技術協力第一課長)

北東アジア課長

主席事務官

原爆被爆者 韓国人問題

昭47.10.9

北東アジア課

I 本件の経緯

1. 従来より、韓国在位の原爆被<sup>爆</sup>韓国人は 総理への陳情、在韓日本大使館への

陳情等を通じて、在韓の原爆被爆者への救済を要請してきた経緯があり、本年

8月8日在韓原爆被爆者を代表して平泳珠より 田中総理あてに 補償要求を

軍の救済

求める嘆願書が提出されている

注  
10月9日付朝日新聞に  
大井木更が「外国人被爆者救済」の  
記事あり

口頭願に對しては 回答は 内閣總理府が

行なうことになっており、外務省、厚生省よりやり  
小 回答骨子案を 内閣總理府に對して  
別添紙のとおり

(9月下旬提出した)

2. 厚生省では、現在 国内法として

「<sup>昭和2年</sup>原爆被爆者医療法」<sup>亦同法</sup>、「原爆被爆者  
特別措置法」があり、同法は日本人  
(昭和43年)

外国人として 日本国内に居住する原  
爆被爆者に 適用されてゐるが、~~は~~ 外国

に居住する者には 適用されてゐない。

また、同法に見えぬような 援護措置は

あつて、被災者の 特殊な状況(放射線  
を 多量に浴びたこと)に 着眼し、

国内の福祉の立場から 行なつてゐるもので

あり 国家責任に對する補償と云ふ)

観点からではないとされている。しかるに、  
陳情一般に 国家責任の追求の立場

から補償を求めらるゝが如く、この点厚生  
省の考へ方とは基本的な差異 ~~がある~~ <sup>がある。</sup>

3) 条約上は、昭和40年の日韓請求権  
協定第2条1項により、両国(及びその

国民)間の請求権に關する問題は  
完全かつ最終的に解決されたことと ~~なる~~ <sup>なる</sup>

確認されており、したがつて原爆被爆者は  
日本政府に對して何れの請求権も有さな

と解され ~~る~~ <sup>る</sup>。

### II 今後の方針

条約上の立場からみれば、日本政府

(第2条1項) 両締約国は、両締約国及びその国民の  
財産、権利及び利益並びに、両締約国及びその国民の同  
の請求権に關する問題は、完全かつ最終的に解決  
されたこととあり、これを確認する。

としては何59 救済義務も存るので  
あるが、本件は人道的問題であるに

にかんがみ、厚生省と協議しつつ、日本政府  
として行ない得る事が可能な限り

前向きに検討していくことと致したい。

(注) 具体的には、~~韓国政府の恩恵を承知~~  
外務省がロバート・行な<sup>33</sup>い一つとして  
~~の上で~~ 医療協力(韓国人医師研修生  
の受入等)と行ない得るが~~考慮されず~~。  
が~~も~~ 考慮された。